

「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」団体登録にあたってのお願い

〔団体募集要項〕

1、キャンペーンの内容

イオンが地域への社会貢献活動をおこなう「イオン・デー」(毎月11日に開催)に、お客さまがレジ清算時に受け取った黄色いレシートを地域のボランティア団体名が書かれた店内備え付けのBOXに投函して頂くことで、レシート合計金額の1%分を弊社が各団体に寄贈し、活動に役立てて頂くものです。

2、活動要項

本キャンペーンへの登録は、募集要項の基準1～6を満たしている団体さまが対象になります。

基準1 登録申込者の団体の活動分野が募集要項にある5分野のうち、いずれかにあてはまる。

	活動分野	活動事例
1	福祉の増進を図る活動	お年寄り・障がい者の介護、福祉施設、点訳・手話・朗読サークル、授産施設、特別支援学校(養護学校、盲学校、聾学校)、フリースクール
2	環境保全・環境学習の推進を図る活動	リサイクル推進活動、環境教育活動、自然保護保全活動、地球温暖化防止活動、動物保護
3	街づくりの推進を図る活動	町の清掃活動、緑化活動、景観保持活動、事故防止・町の浄化活動推進地域に根ざした国際交流・協力活動
4	文化・芸術の振興を図る活動	伝統芸能の保護活動、文化事業の推進、芸術ボランティアの育成
5	子どもの健康と安全の増進を図る活動	スポーツを通じた子どもの育成活動、ボーイ/ガールスカウトなど、子どもの育成を目的とした各団体の活動

※ 学校について学校そのものの支援は対象外。学校本来の活動とは別に、上記5つの分野に該当するボランティア活動を行なっている場合、その活動を支援するものとします。

基準2 店舗の近隣にて過去6ヶ月以上の活動実績があり、活動分野の目的を遂行しながら、今後も継続的に活動できる団体。

基準3 (新規・継続登録ともに)応募時に「団体登録申込書」、「活動報告書」等、弊社が指定する書類を提出できる団体。及び登録時に「団体登録にあたってのお願い」事項を確認の上、「団体登録承諾書」を提出し、定期的に「活動報告書(年に1回)」等を提出することができる団体。

基準4 イオン・デーの団体活動紹介、その他必要に応じて登録店舗での交流活動に参加することができる団体。

※ただし、イオン・デーに投函ボックスのそばで直接的にレシートを集めるような活動はご遠慮下さい。

※投函BOXは当社が備え付けた店内1ヶ所のBOXのみとさせていただきます。

基準5 営利(株式会社など)、行政機関、政治・宗教団体でない。また営利を目的とする活動や、政治・宗教を目的とした活動でないこと。

基準6 「反社会的勢力」に該当、属する団体でないこと、並びに登録申込者の団体の代表者、役員および構成員が「反社会的勢力」に該当、属さないこと。

■反社会的勢力とは

- 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定義される暴力団及びその関係団体並びにその構成員。
- 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団などの法人、団体又は個人。
- 暴力、威力、脅迫の言辞及び詐欺的手法を用いて不当な要求を行い経済的利益を追求する法人、団体又は個人。
- 前各号のいずれかに該当する者又は団体(以下併せて「反社会的団体等」という。)と関係することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する法人、団体又は個人。
- 反社会的団体等が代表し又は支配する法人その他の団体。
- 反社会的団体等が取締役、執行役、業務執行社員、監査役、理事、監事又はこれらに類する地位の役職にある法人又は団体
- その他(1)～(7)に定める者に準じる者。

3、登録に関する注意事項

①本キャンペーンの参加登録期間は、1年となります。

イオン幸せの黄色いレシート キャンペーン登録期間	下記期間 1年間 3月11日～翌年2月11日
-----------------------------	---------------------------

②「団体登録申込書」に記載する責任者、担当者連絡先は、必ず、弊社と連絡の取れる方をご記入下さい。

③審査合格の後、イオン・デーに合わせて貴団体の黄色いレシート投函ボックスを設置いたします。

④登録完了後、申込書の内容に変更があった場合、速やかに登録店にご連絡をお願いいたします。

⑤登録期間が満期となり、次の期間も登録申請を希望される場合、その都度「団体登録申込書」「活動報告書」「活動計画書」「定款」「役員名簿」「収支報告書」、及び「団体登録承諾書」をご提出下さい。なお定款がない任意団体、小規模団体等の場合は定款にかえて、弊社所定の「会則・役員名簿・収支報告書フォーマット」に会則・役員名簿・収支報告等を記載し提出して下さい。あるいは、それに代わる資料のコピーの提出も可とします。ただし「定款(または会則)」「役員名簿」は前回の登録内容から変更がない場合には提出不要といたします。必要書類が未提出の場合や活動内容の状況によっては、継続のご希望に添えない場合がございます。

⑥登録申請時には登録店の店舗責任者との面談を実施致します。

⑦基準を満たす団体からの応募が多数の場合、抽選や入替制等の方法で、弊社にて選出させていただきます場合がございます。

⑧新規に登録を希望する団体の店舗受付の締切は、下記の通り、年に1回となります。締切日までに登録店の店舗責任者との面談の上、受付完了とし、登録可否を弊社本社及びイオン(株)本社にて最終判断し結果を書面にてご連絡致します。(電子メールなどによる受付は行っておりません)

新規に登録を希望する団体の 店舗受付の締切	*キャンペーン開始は翌年3月11日から 受付期間 9月1日～11月10日
--------------------------	---

⑨登録の権利は登録申請された団体に限り、第三者への譲渡、提供はできないものとします。

⑩登録は、「1社、1団体1店舗のみの登録」とさせていただきます。支部等を1団体とみなす場合もございます。また、2024年3月1日より、弊社と運営会社の異なるイオングループ各社店舗への複数登録も不可となります。(例えばイオンリテール(株)店舗と弊社店舗と両方への登録は不可)

⑪申込書類の返却はいたしません。

⑫急遽、災害復興支援のキャンペーンに変更となる場合がございます。(翌月振替実施等、対応させていただきます。)

4、登録の取り消し

以下の事項に該当する場合、弊社より貴団体に通知し、貴団体の登録を取り消すことができるものとします。また弊社は応募・登録の取り消しにより発生した損害・不利益等について、一切賠償する義務を負わないものとします。

- 貴団体からの提出書類に虚偽の記載、またはその可能性があるとして弊社(登録店)が判断した場合
- 貴団体が反社会的勢力に該当、属すると判明した場合。または貴団体の代表者、役員もしくは構成員が、反社会的勢力に該当、属すると判明した場合
- 貴団体が本キャンペーンに関して何らかの不正、公序良俗に反する行為を行うなど、不適切と弊社(登録店)が判断した場合
- 貴団体の運営、活動において不正、公序良俗に反する行為を行ったと弊社(登録店)が判断した場合
- 貴団体に継続した活動実態がないと弊社(登録店)が判断した場合

(裏面につづく)

- ⑥活動休止や解散等で、団体活動の継続ができなくなった場合
- ⑦弊社の求めに応じて年に1回「活動報告書」の提出、および登録継続時に「団体登録申込書」「活動計画書」「団体登録承諾書」「定款」「役員名簿」「収支報告書」(任意団体、小規模団体等の場合は定款にかえて、弊社所定の「会則・役員名簿・収支報告書フォーマット」あるいは、それに代わる資料のコピー)等の提出がされない場合。ただし「定款(または会則)」「役員名簿」は前回の登録内容から変更がない場合には提出不要といたします。
- ⑧贈呈品をイオンギフトカードでお渡し後、贈呈品の報告「イオンギフトカードご利用記録用紙(レシートを貼付)」が弊社の定める期日までに提出されていない場合
- ⑨「団体登録申込書」に記載する代表者、責任者、または担当者と連絡が取れない場合
- ⑩その他、貴団体が「団体登録にあたってのお願い」に違反したと弊社(登録店)が判断した場合
- ⑪弊社(登録店)が貴団体との「協力関係を築くことができない」と判断した場合
- ⑫贈呈品の交換商品は活動に必要な物品に限ります。活動に必要な物品以外の購入に利用されたと、弊社(登録店)が判断した場合

上記登録の取り消しに関して、弊社(登録店)は、貴団体からの異議申し立てを一切受け付けません。

5、贈呈品に関する注意事項

- ①弊社の店舗をご利用いただいたお客さまより善意で投函された黄色いレシートの合計金額の1%を団体活動に役立てていただくため、年に1回(4月)、イオンギフトカードを贈呈します。年度(3/11～翌年2/11)途中で「退会」された場合の4月の贈呈はありません。
- ②本キャンペーン期間終了後、「活動報告書」等必要書類を必ずご提出下さい。未提出の場合、贈呈品をお渡しできません。*必要書類は弊社より登録団体へ直接郵送のご案内します。

黄色いレシートキャンペーン	1年に1回
「活動報告書」等必要書類 提出期限	11月～12月頃

- ③贈呈品は4月上旬(予定)お渡しとなります。
 - ④贈呈品の受け渡し日程は、登録店と団体さまとで決定し、決定した日程に団体さまが登録店舗にご来店いただき、登録店責任者よりお渡しいたします。
 - ⑤贈呈品を登録店がご案内した期日を30日間過ぎてもお受取りにならない場合、その権利を放棄したものとみなします。また、権利放棄後の贈呈品の再発行はいたしません。
 - ⑥贈呈品を受け取る権利は、登録申請された団体に限ります。一部団体を除き、第三者への譲渡、提供はできないものとします。(募金等の寄付も含む)贈呈品を現金化すること、及びその利用は不可とします。
 - ⑦贈呈品は本来の目的にのみ使用し、転売は禁止いたします。
 - ⑧登録期の贈呈額は、次期へ繰越すことはできません。
 - ⑨弊社はその権利の放棄により発生した損害・不利益等について、一切賠償する義務を負わないものとします。
 - ⑩贈呈品の利用に関して、登録団体、その他第三者に損害が生じた場合であっても、弊社に故意または重過失がない限り弊社は責任を負いません。
 - ⑪本キャンペーン主旨により、贈呈金額をお約束することはできません。
- <イオンギフトカードで贈呈について>
- ⑫贈呈品のイオンギフトカードは、原則、登録店にてご使用下さい。
 - ⑬登録店にて、登録申込時にお知らせいただいた貴団体の活動に必要な商品<贈呈希望商品>と交換いただき、贈呈といたします。
 - ⑭ただし登録店にてご希望商品が無い場合はイオンギフトカード使用可能店舗のお取扱商品の中からお選び下さい。

- ⑮イオンギフトカードで「登録した活動に必要な」と思われる物品と交換された場合、登録店責任者が登録団体さまにお話を伺い、別の商品と交換させていただく場合がございます。
- ⑯換金性のあるもの(金券、切手、印紙、葉書等)及びタバコ、酒類との交換はお断りします。
- ⑰団体さまへの寄付という特性上、お客さま感謝デーに個人のイオンカード提示による割引やオーナーズカードとの併用、クーポン企画との併用、WAON ポイントの付与やポイントのご利用はお断りします。ただし、お得サンデーのように全てのお客さまを対象としたセールスについては利用可能です。
- ⑱店舗従業員からポイント付与等の案内を受けた場合でも個人のイオンカード等の提示はご辞退下さい。
- ⑲原則4月末日(または店舗が指定する期日)までに、団体活動で必要とご希望の商品をイオンギフトカードで交換し、そのレシート(レシートを切ったりせず出力されたままの状態)を貼付した「イオンギフトカードご利用記録用紙」と使用済みイオンギフトカードを登録店へご提出下さい。
- ⑳使用済みイオンギフトカードはリサイクルのため登録店にて回収いたします。
- ㉑イオンギフトカード受取後、特別な理由なく、指定する期日より30日を過ぎても贈呈品の報告(ご利用時に発行されたレシートを貼付した「イオンギフトカードご利用記録用紙」)がない場合、次期の団体登録は期中であっても取り消すものとします。
- ㉒お渡ししたイオンギフトカードは、残金のないようご利用下さい。(残金が出た場合は、団体さまが現金を足して、使い切っていただくことは可能です。)イオンギフトカードに残金がある状態で提出された場合、残金は放棄したものとみなします。
- ㉓贈呈金額が500円未満の場合、商品での贈呈となります。
- ㉔お渡ししたイオンギフトカードを紛失した場合の再発行、補償はいたしません。

6、その他の注意点

- ①レシートを発行した店舗における投函のみ有効とします。
- ②ゴミ箱に捨てられている、または落ちているレシートの投函は、無効扱いとさせて頂いております。(権利放棄レシート扱い)

7、個人情報保護方針について

イオンは、個人情報を尊重し、個人情報保護に関する法令及びその他関係法令を遵守するとともに、次のような方針でグループ各社で管理をおこないます。

1. 利用目的/いただいた個人情報は、黄色いレシートキャンペーン実施に付随する業務(活動紹介や団体さまと従業員間の連絡)をおこなう目的及び、イオングループの社会貢献活動にふさわしい活動をご案内する目的で使用します。
2. 管理/いただいた個人情報の漏洩、滅失、棄損及び改ざんの防止、その他情報の適切な管理をおこないます。従業員及び業務委託先等に対して、個人情報管理の指導と適切な監督をおこないます。
3. 訂正・削除・開示/ご本人から登録されている個人情報の訂正・削除・開示の請求があった場合は、迅速に対応します。第三者からの開示請求があった場合は、ご本人の承諾が無い限り開示しません。

※改定および追記項目は朱書きとなっております。

以上

株式会社フジ 2024年3月改訂
 株式会社フジ 2024年9月改訂
 株式会社フジ 2025年9月改訂